政令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百六十五号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表中南米の項中「アルゼンチン　　490,000　470,000
440,800　423,100　405,500　352,600　299,700　264,500　229,200　211,600
193,900　176,300」を「アルゼンチン　　440,000　430,000　399,300
383,300　367,300　319,400　271,500　239,600　207,600　191,600　175,700
159,700」に改め、同表欧州の項中「ウクライナ　　610,000　590,000
554,400　534,200　514,000　453,500　393,000　352,600　312,300　292,100
271,900　251,800」を「ウクライナ　　600,000　580,000　549,800
529,800　509,800　449,800　389,800　349,900　309,900　289,900　269,900
249,900」に、「モルドバ　　650,000　630,000　594,400　574,200
554,000　493,500　433,000　392,600　352,300　332,100　311,900　291,800」
を「モルドバ　　640,000　620,000　589,800　569,800　549,800
489,800　429,800　389,900　349,900　329,900　309,900　289,900」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年八月一日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百六十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項中「平成二十五年八月」を「平成二十六年八月」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「二四・六四」を「二四・五八」に、「二一・七〇」を「二一・六五」に、「二〇・四八」を「二〇・四三」に、「一九・五九」を「一九・五四」に、「一八・四八」を「一八・四三」に、「一七・八三」を「一七・七九」に、「一七・五七」を「一七・五三」に、「一六・五一」を「一六・四七」に、「一五・五三」を「一五・五〇」に、「一三・八九」を「一三・八六」に、「一二・五〇」を「一二・四七」に、「一一・二七」を「一一・二四」に、「一〇・一七」を「一〇・一五」に、「九・三一」を「九・二九」に、「八・四五」を「八・四三」に、「七・六〇」を「七・五九」に、「六・七三」を「六・七二」に、「五・八九」を「五・八七」に、「五・〇六」を「五・〇五」に、「四・四四」を「四・四三」に、「三・八四」を「三・八三」に、「一・八二」を「一・八一」に、「一・五四」を「一・五三」に、「一・四七」を「一・四六」に、「一・四〇」を「一・三九」に、「一・三二」を「一・三一」に、「一・二二」を「一・二一」に、「一・〇七」を「一・〇六」に、

「

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・〇〇

」を

「

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	〇・九九
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	〇・九九
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・〇〇

」に改める。